

平成 26 年 第 2 回
別海町議会臨時会会議録

自 平成26年 5月22日

至 平成26年 5月22日

別海町議会会議録

第1号（平成26年5月22日）

○議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	町長あいさつ及び提出案件の概要説明
日程第 4	議案第45号 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	承認第 2号 専決処分した事件の承認について
日程第 6	議員派遣の件

○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	町長あいさつ及び提出案件の概要説明
日程第 4	議案第45号 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	承認第 2号 専決処分した事件の承認について
日程第 6	議員派遣の件

○出席議員（16名）

1番	木 嶋 悦 寛	2番	松 壽 孝 雄
3番	森 本 一 夫	4番	今 西 和 雄
5番	西 原 浩	6番	杳 澤 昌 ・
7番	小 林 敏 之	9番	瀧 川 榮 子
10番	山 田 信	12番	松 ・ 政 勝
13番	戸 田 博 義	14番	戸 田 憲 悦
15番	中 村 忠 士	16番	佐 藤 ・ 雄
副議長 17番	安 田 輝 男	議長 18番	渡 ・ 政 ・

○欠席議員（1名）

8番 安 部 政 博

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	磯 田 俊 夫
教 育 長	真 籠 毅	代表監査委員	志 賀 正 章
監 査 委 員	田 村 秀 男	総 務 部 長	佐 藤 次 春
福 祉 部 長	竹 中 仁	産 業 振 興 部 長	有 田 博 喜

建設水道部長 小西 健夫
 病院事務長 佐藤 一彦
 監査委員事務局長 宮越 正人
 総務部次長 河嶋 田鶴枝
 産業振興部次長 山崎 茂
 財政課長 河嶋 田鶴枝
 福祉課長 山田 一志
 農政課長 山崎 茂
 病院事務課長 小湊 昌博

教育部長 中谷 隆弘
 会計管理者 田保 圭乙
 農委事務局長 佐々木 勉
 産業振興部次長 佐藤 則夫
 総務課長 佐藤 告
 税務課長 中村 公一
 特養建設準備室長 竹中 仁
 水産みどり課長 佐藤 則夫

○議会事務局出席職員

事務局 局長 登藤 和哉

主 幹 田畑 直樹

○会議録署名議員

16番 佐藤 ・ 雄
 1番 木嶋 悦寛

17番 安田 輝男

◎開会宣告

○議長（渡・政・君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

なお、議場の気温が上がりましたら、上着を脱ぐことを許可いたします。

ただいまから、平成26年第2回別海町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は8番安部議員でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡・政・君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

16番佐藤議員、17番安田議員、1番木嶋議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（渡・政・君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政・君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 町長あいさつ及び提出案件の概要説明

○議長（渡・政・君） 日程第3 町長からあいさつ及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

本日、本年第2回の臨時議会を招集させていただきました。

議員各位におかれましては、時節柄、何かと御多用のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことは雨が少なく、牧草への影響も心配されたところでございますが、5月に入りまして、降雨の後、平年以上の高温が続いたことによりまして、平年より5日ほど早く順調に生育しているという状況とのことでございます。

さて、臨時会の開会に当たりまして、4点ほど報告をさせていただきます。

まず1点目は、16日から17日にかけて千島近海を通過した低気圧によりまして、町内に強風注意報が発表されましたが、強風による被害がございましたので御報告を申し上げ

げます。

産業施設におきましては、牛舎などの屋根や扉の破損が20件、土木施設では、町道への倒木が31路線で38本、学校、幼稚園施設でドア破損や案内看板倒壊5件、社会教育施設でガラスの破損と倒木で2件となっております。町道への倒木などにつきましては直ちに対応しておりますが、公共施設の一部については、今後、早急に修繕等を行うこととしているところでございます。

2点目は、18日に開催されました第5回別海町ジャンボホタテ・ホッキ祭りについてでございます。

前日までの低気圧の影響で出漁ができず、ホタテ活貝の販売は中止となりましたが、ホッキについては、用意をしました5,000個が販売開始後10分ですべて売り切れとなる盛況ぶりでした。

また、時折強い風が吹く中ではありましたが、前年の5,000人上回る6,000人の方々が町内外から来場いただいたところでございます。

3点目ですが、エゾシカの駆除についてでございます。

本年2月21日から28日に行いました走古丹地区の駆除につきましては142頭、また、3月10日から31日まで行った野付半島地区での駆除については46頭という実績となりました。

また、5月8日から実施をしております春駆除につきましては、5月20日現在で891頭となっております。現在も行っておりまして、この春駆除につきましては、6月13日までで1,500頭駆除する予定としているところでございます。

もう1件でございますが、矢臼別演習場・風蓮川水系土砂流出対策等に関する最終調査報告についてでございます。

北海道防衛局及び町は、イトウなど魚類の繁殖及び生息状況並びに土砂流出の実態等を踏まえた土砂流出対策施設の下流地域及び河川生物への影響について検討を行い、流域の環境保全に配慮した土砂流出対策に資するための提言を得ることを目的として、平成20年5月、土砂流出、魚類生態、自然環境等の有識者で構成する矢臼別演習場・風蓮川水系土砂流出対策等検討委員会を設置いたしました。

同委員会におきまして、平成20年7月に第1回の検討委員会を開催して以来、約5年間にわたり8回の検討委員会による議論を経て、平成26年3月、矢臼別演習場・風蓮川水系土砂流出対策等に関する最終調査報告書が取りまとめられ、北海道防衛局及び町に対し、同報告書が提出されました。

報告書のポイントを抜粋して紹介をいたしますと、次のとおりでございます。

矢臼別演習場内の土砂流出対策をイトウなどの生息状況を踏まえ検討するために設置をされた当委員会は、風蓮川水系としては8回開催され、討議を重ねてきた。

この間、イトウなどの生息状況を把握するための調査とともに、矢臼別演習場内における土砂流出の実態等の調査を進めてきた。

これらの調査結果から、矢臼別演習場内のイトウは、近い将来絶滅が危惧されるものと判断されたため、玉川1号ダム及び楓沢2号ダムのスリット改良工事を実施し、その他の流域に所在するダムについても、先行したスリット改良工事による環境の変化をモニタリング調査をし、対応方法等を検討すべきとした。また、並行して土どめ、緑化、山腹工、沈砂池等を主体とした土砂生産源対策を進めることが有効と判断した。

また、イトウについては、別寒辺牛川水系におけるトライベツ川ダムを含めたスリット

改良工事を実施したダムの魚類の生息調査を実施しており、安定した個体数が確認されている。さらに土砂生産源対策についても、土砂流出の抑制・捕捉効果が確認できている。

このことを踏まえ、矢臼別演習場内における土砂流出対策等の方向性について以下のとおり提言する。

一つ目ですが、風蓮川水系における中間提言を踏まえた土砂生産源対策の実施状況、効果検証結果から判断して、その有効性を評価し、矢臼別演習場内における土砂流出対策は、別寒辺牛川水系と同様に土どめ、緑化、山腹工、沈砂池等を主体とした土砂生産源対策を基本として進めるべきと考える。

二つ目ですが、魚類への対応としては、その調査結果によれば、安定した個体数も確認ができていることから、生息環境の保全が図られていると評価されるが、今後も定期的にモニタリング調査を行い、生息環境の保全に留意すべきと考える。

三つ目ですが、モニタリング調査の実施に当たっては、地元厚岸町及び別海町並びに関係機関と連携を図り、実施していくべきである。

以上が主な提言等の内容ですが、町としても、今回提言としていただきました最終調査報告を踏まえ、北海道防衛局と協議をしながら、引き続き土砂流出対策事業に対応したいと考えております。

なお、最終報告書につきましては、北海道防衛局及び町のホームページに掲載し、公表をしております。

報告につきましては、以上でございます。

次に、本臨時会に提出をさせていただきました議案の概要について、御説明を申し上げます。

提出させていただいた案件は、議案1件と承認1件、合わせて2件でございます。

議案第45号は、別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が交付されたことに伴いまして、法人町民税、法人税割の税率の改正、軽自動車税の税率の改正などを行うため、町税条例等の一部を改正しようとするものでございます。

承認第2号は、専決処分した事件の承認についてでございます。

本件は、平成25年度町立別海病院事業会計におきまして、企業債の償還元金に不足が生じることとなり、補正予算第3号について、平成26年3月18日付けで専決処分を行ったことから議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上2件について、御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、議案の概要説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡・政・君）　　ここでお諮りします。

本臨時会に提出されております日程第4　議案第45号及び日程第5　承認第2号の2件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政・君）　　異議なしと認めます。

したがって、日程第4　議案第45号及び日程第5　承認第2号の2件については、委

員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第45号

○議長（渡・政・君） 次に、日程第4 議案第45号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（中村公一君） 議案第45号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

本案は、去る3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律、平成26年法律第4号に基づく改正となっております。

平成26年度税制改正で、国は現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却、経済再生に向け、地域経済の活性化等のため税制上の措置を講ずるとともに、税制抜本改革を着実に実施するため、中長期的な取り組みとして、消費税及び地方消費税の税率8%段階において、地域間の税源の遍在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税割の見直しをするものでございます。

また、軽自動車税については、昭和33年に創設されて以来、累次の制度改革が行われてきましたが、税率については昭和59年以降、変更が行われていない状況です。

近年、軽自動車は小型乗用車と性能や価格の面での差が縮まっており、軽自動車の登録台数が増加を続けているのに対し、小型乗用車は横ばいで推移しております。小型乗用車に係る自動車税と軽自動車税を比較すると、約4倍もの差となっております。

2輪車等については、標準税率が低く設定されており、課税の経費や徴収にかかる費用が税収を上回っている自治体もあることから、国において見直しの検討がなされてきました。

このことから、軽自動車税の負担水準の適正化を図るため、所要の措置が講じられてきたところでございます。

以上、これらに基づき、それぞれ関連する項目について、町税条例の条項の改正並びに条文の整理を行うものでございます。

議案書では、1ページから8ページまでとなります。

改正条文の朗読は省略させていただき、お手元に配付しております議案資料により、御説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案資料の1ページから20ページまでが本改正案の新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

本資料の21ページから23ページにございます別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定説明資料により、主な改正要旨と、その他の改正条項を御説明申し上げます。

それでは、議案資料の21ページをお開き願います。

資料は、左から順に番号、改正項目、改正条項、改正内容、適用年月日、参考法令の区分となっております。

今回の条例改正での主な改正要旨は2点でございます。

1番目、法人税割の税率についてであります。

財政力の格差の縮小を図るため、法人町民税法人税割額の税率を引き下げ、その引き下げ相当分を地方法人税として国税化し、地方交付税の原資とするものであります。当町に

おきまして、制限税率を採用している法人税割を、現行の１４．７％から１２．１％に引き下げるものでございます。

なお、改正後の税率は、各法人の平成２６年１０月１日以降に開始する事業年度から適用となることから、実質の影響は平成２７年度分からとなるものでございます。

２番目は、軽自動車税の税率についてであります。

消費税改正にあわせて、その約７割が市町村への交付金となる都道府県税の自動車取得税の税率の見直しにより、軽自動車税の税率を引き上げる改正が行われたところでございます。

軽自動車税の税率（１）の表をごらん願います。

原動機付自転車から小型特殊自動車の農耕作業用のものまでを、それぞれの車種区分ごとに現行の約１．５倍に、小型特殊自動車のその他のものを約１．２５倍に引き上げるもので、改正後の税額が２，０００円未満となる原動機付自転車の排気量９０ｃｃ以下の２区分については、２，０００円まで引き上げるものでございます。

次に（２）の表について、平成２７年度以降に新規取得される４輪車等の新車の税率について、表の上から２段目の４輪、乗用、自家用の７，２００円について１．５倍の１万８０００円に、その他については、それぞれ約１．２５倍に引き上げるものでございます。

次に（３）の表は、グリーン化を進める観点から、平成２８年度分から最初の新規検査から１３年を経過した４輪車等については、それぞれ車種区分に応じて（２）の表の改正後の税額に、約２０％の重課を新たに導入するものでございます。

（１）及び（２）につきましては平成２７年４月１日から、（３）につきましては平成２８年４月１日からの適用となるものでございます。

続いて、２２ページをごらん願います。

その他の改正条項について御説明いたします。それぞれの条文の条項の移動、削除等につきましては、詳細の説明を割愛させていただきます。

１番から６番、８番から１０番及び１２番は、地方税法の改正による条項の整理でございます。

７番は、租税特別措置法の改正による引用条項の整理でございます。

１１番は、地方税法改正にあわせた改正でございまして、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を３年間延長するものでございます。

２３ページをお開き願います。

次に１３番は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告について、その手続きを規定するものでございます。

１４番、優良住宅地の造成などのために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を３年間延長するものでございます。

１５番及び１６番については、条例の規定を明確化するために条文の整理をするものでございます。

１７番から２０番までは、地方税法の改正による条項の整理でございます。

なお、それぞれの改正の適用につきましては、資料の右側に記載しております適用年月日からとなるものでございます。

以上で、議案第４５号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（渡・政・君）議案第４５号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行いま

す。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政・君） ないようですので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政・君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政・君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 承認第２号

○議長（渡・政・君） 次に、日程第５ 承認第２号専決処分した事件の承認について、平成２５年度町立別海病院事業会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

病院事務課長。

○病院事務課長（小湊昌博君） 承認第２号について、内容を御説明いたします。

議案の９ページをお開きください。

専決処分した事件の承認についてです。

このたびの専決処分につきましては、平成２４年度の企業債を通常より早目に借り入れたことで元金据置期間が短縮され、償還が早まったことにより元金に不足が生じたため、平成２６年３月１８日付けで予算補正を行いましたので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分しましたので報告し、承認を求めるものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

平成２５年度町立別海病院事業会計補正予算（第３号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により別冊のとおり専決処分する。

平成２６年３月１８日、別海町長水沼猛。

補正内容につきましては、別冊にて御説明いたします。承認第２号別冊、平成２５年度町立別海病院事業会計補正予算書、１ページをお開きください。

平成２５年度町立別海病院事業会計補正予算（第３号）。

第１条、総則。

平成２５年度町立別海病院事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第２条、収益的収入及び支出。

予算第３条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の１款２項医業外収益、補正予定額５２２万円減で計７億４,２８２万１,０００円となり、１款病院事業収益合計を１８億６,２２９万７,０００円とするものです。

次に第３条、資本的収入及び支出。

予算第４条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本

的支出額に対し不足する額5,167万5,000円は過年度分損益勘定留保資金5,167万5,000円で補てんするものとする。）。

収入の1款2項出資金、補正予定額522万円増で計5,827万9,000円となり、1款資本的収入合計を1億2,407万9,000円とし、次に、支出の1款2項企業債償還金、補正予定額1,043万9,000円増で計8,281万円となり、1款資本的支出合計を1億7,575万4,000円とするものです。

平成26年3月18日、別海町長水沼猛。

続きまして補正予算に関する説明書ですが、最初に7ページをお開きください。

平成25年度町立別海病院事業会計実施計画説明書の収益的収入及び支出になります。先ほど款項で御説明いたしましたので、目で説明いたします。

収入です。

1款病院事業収益、2項4目負担金交付金522万円減で6億4,530万8,000円。これは繰出基準により、財源調整を図ったものです。

資本的収入及び支出。

収入です。

1款資本的収入、2項1目他会計出資金522万円増で5,827万9,000円。同じく繰出基準により、財源調整を図ったものです。

支出です。

1款資本的支出、2項1目企業債償還元金1,043万9,000円増で8,281万円とするものです。元金据置期間が短縮され、償還が早まったことにより元金が不足となったものです。

次に、説明書の初めに戻りまして、3ページの補正予算実施計画書は省略し、町立別海病院事業会計資金計画です。補正予定額及び計で申し上げます。

受入資金は、補正はございません。

次に支払資金を、補正予定額1,043万9,000円増の計23億7,283万5,000円とし、差し引きを1,043万9,000円減の1億3,589万5,000円とするものです。

この金額が、6ページの事業予定貸借対照表の2、流動資産、預金現金と同じ金額、1億3,589万5,000円となります。

なお、5ページの予定損益計算書の説明は省略させていただきます。

以上で、町立別海病院事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（渡・政・君） 承認第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 早期償還したことによって、利息がどれぐらい軽減されたのかについて、お聞きしたいと思います。

○議長（渡・政・君） 病院事務課長。

○病院事務課長（小湊昌博君） 早期の借り入れという形ではありませんので、利息の変更はございません。

○議長（渡・政・君） 瀧川議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡・政・君) ないようですので、これで質疑を終わります。
これから、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡・政・君) 討論を終わります。
これから、採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡・政・君) 異議なしと認めます。
したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第6 議員派遣の件

○議長(渡・政・君) 次に、日程第6 議員派遣の件を議題といたします。
内容については、お手元に配付のとおりであります。
お諮りします。
議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡・政・君) 異議なしと認めます。
したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(渡・政・君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。
平成26年第2回別海町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時35分

◎町長あいさつ

○議長(渡・政・君) 町長あいさつ。
○町長(水沼 猛君) 本日、臨時会に提案をさせていただきました2件の案件につきまして、速やかに御決定をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。
この後のスケジュールですが、6月の定例会まで議会を招集する予定は今のところございませんが、6月定例会の日程につきましては、後日連絡をさせていただきたいと思います。
これから、それぞれ夏に向かって何かと御多忙な時期になるとと思いますが、日程を調整をいただきましてお集まりを賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。
簡単ですが、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。
ありがとうございました。
○議長(渡・政・君) それでは皆様、大変御苦勞さまでございました。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員